

2024年12月11日

## 破産管財人等特殊口座開設手数料新設について

平素より鹿児島興業信用組合をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当組合では2025年1月14日より、破産管財人の方がお手続きのために開設する破産管財人口座等、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座の手続きについて、事務負担などを考慮して下記のとおり口座開設手数料を新設致します。  
今後も、お客様のご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1.新設内容

##### 破産管財人等特殊口座開設手数料

口座開設1件あたり	16,500円
-----------	---------

※個人・法人名義に関わらず、破産管財人・不在者財産管理人・相続財産管理人・相続財産清算人等、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座の手続きにかかる手数料となります。

※既存口座を名義変更する場合があります。

※対象口座は、管理・清算が終了後に解約していただきます。

#### 2. 手数料新設日

2025年1月14日(火曜日)

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

経営企画部

TEL:099-224-3175

受付時間:営業日:9:00~17:00